

校内暴力

1 暴力行為の実態（県警資料より）

(1) 少年による粗暴犯の犯種別・年次別状況

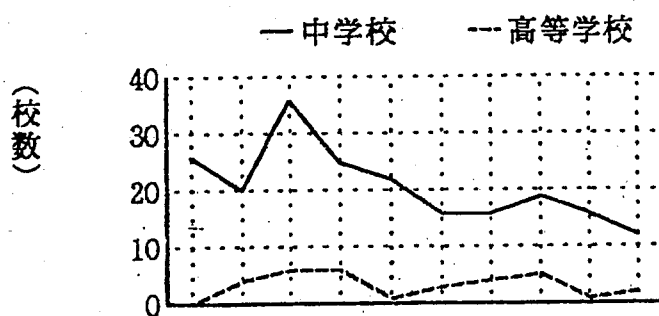
	S58年	59	60	61	62	63	平成元年	2	3	4
総数	642	654	768	786	744	668	568	539	481	532
暴行	142	132	186	171	168	166	97	102	84	88
傷害	289	291	338	364	319	239	282	267	271	275
脅迫	21	1	0	1	5	40	10	1	2	3
恐喝	190	230	244	250	252	223	179	169	124	166

(2) 少年による粗暴犯の学職別・年次別状況

	S58年	59	60	61	62	63	平成元年	2	3	4
総数	642	654	768	786	744	668	568	539	481	532
小学生	0	4	2	5	2	3	6	1	1	0
中学生	356	378	412	434	411	301	285	210	172	265
高校生	119	95	154	122	149	176	127	152	133	121
その他	167	177	200	225	182	188	150	176	175	146

2 本県における校内暴力の状況

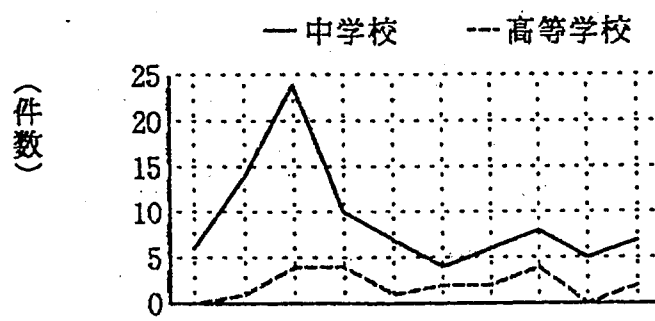
校内暴力の発生学校数



	58	59	60	61	62	63	平成元年	2	3	4
中学校	26	20	36	25	22	16	16	19	16	12
高等学校	0	4	6	6	1	3	4	5	1	2

(年度)

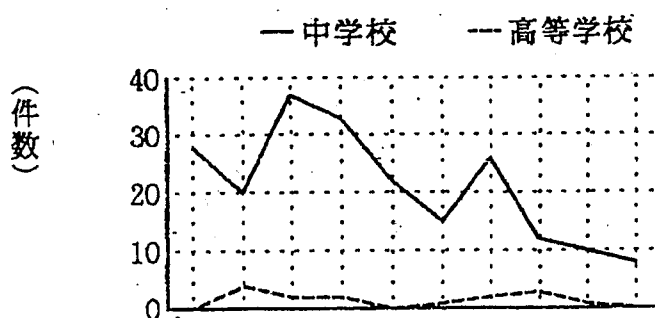
(1) 生徒間暴力の発生件数



	58	59	60	61	62	63	平成元年	2	3	4
中学校	6	14	24	10	7	4	6	8	5	7
高等学校	0	1	4	4	1	2	2	4	0	2

(年度)

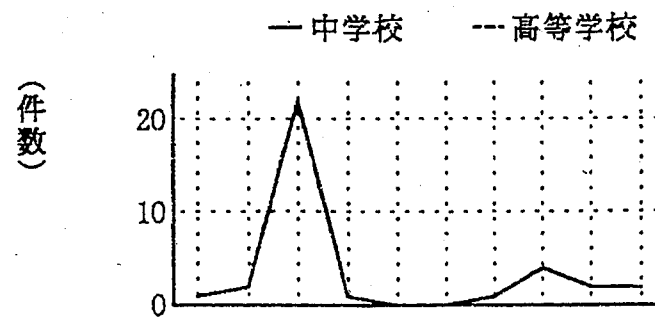
(2) 対教師暴力の発生件数



	58	59	60	61	62	63	平成元年	2	3	4
中学校	28	20	37	33	22	15	26	12	10	8
高等学校	0	4	2	2	0	1	2	3	1	0

(年度)

(3) 器物損壊の発生件数



	58	59	60	61	62	63	平成元年	2	3	4
中学校	1	2	22	1	0	0	1	4	2	2
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(年度)

学校において取り組むべきポイント

- 1 暴力行為に対する毅然とした指導について共通理解を図り、生徒指導態勢を確立すること。
- 2 学校生活や家庭生活における暴力行為の要因を分析し、総合的な視点から、具体的な指導の筋道や方法を明確にすること。
- 3 加害児童生徒が暴力行為に及んだ経緯とそこに内在する心情や心理を把握した上で、反省を促す指導を徹底すること。
- 4 被害児童生徒に対し、その心情や心理を受け止め、学校や教師への信頼を高め、学校生活への適応を図る指導を徹底すること。
- 5 被害・加害生徒の保護者との連携を密にし、指導・助言に当たること。

<機能的な生徒指導態勢の確立>

- 問題行動に即応できる学校の生徒指導態勢の確立を図るとともに、関係機関等との連携を強化する。
- 生活規律や授業規律の確立に向けて、教職員の共通理解を図り、共通行動の確立に努める。

<児童生徒理解の推進>

- 児童生徒の悩みを受け入れる場をつくる。
- すべての教育場面で、組織的・計画的に児童生徒理解を図る。

<長期的な展望に立った生徒指導推進態勢の確立>

- 生徒指導の目標、指導計画を作成し、教職員の共通理解を得る。
- 個に応じたわかる授業の工夫・改善を図るとともに、学習意欲や学習習慣を育てる。
- 学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動の充実や学校行事、体験的活動の工夫により、学校生活に対する意欲の向上や連帯と規律ある集団の育成を図る。
- 教育相談活動の充実を図り、児童生徒に対する共感的な理解を深め、児童生徒の自己実現への指導・支援をする。
- 小・中・高連携を推進し、的確な情報交換を図るとともに、授業等の教育活動の相互参観等をとおして、小・中・高一貫した指導態勢を確立する。
- 家庭やPTAとの連携を図り、学校の教育方針についての理解を深め、協力して問題解決に当たる態勢をつくる。
- 地域社会や関係諸機関・諸団体との連携を図り、地域ぐるみの生徒指導態勢の確立を図る。